

1 審査会の結論

四日市市農業委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年5月28日付け農委第34号-2で行った行政情報部分開示決定において、開示対象とされた議事録のうち不開示とした申請地等の地番は、開示すべきである。

2 本件審査請求の概要と争点

(1) 本件審査請求の概要

本件審査請求は、審査請求人が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和2年5月14日付けで行った行政情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が令和2年5月28日付けで行った行政情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、これを取り消し、不開示とされた申請地等の地番を開示するよう求めるものである。

(2) 本件審査請求の争点

本件審査請求の審査にあたり、当審査会では、本件事案の争点を次の3点に整理したうえで、審査を行った。

- ①本件開示請求の対象に配布資料（後述）が含まれるか〔争点1〕
- ②公開された会議の議事録は全て開示されるべきか〔争点2〕
- ③本件事案において申請地等の地番は、開示されるべきか〔争点3〕

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書その他の提出書類及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。（なお、実施機関と審査請求人との間で用語や表現が不統一であったことから、以下では、審査会の責任において用語や表現の統一を図っている。）

(1) 争点1について

- ① 本件開示請求で請求した行政情報は、令和2年3月16日に開催された農業委員会総会（以下「本件総会」という。）の配布資料（以下、単に「配布資料」という。）と議事録（以下、単に「議事録」という。）であり、かかる認識で本件

審査請求を行っている。

- ② 配布資料と議事録を一括して開示請求しようとしたところ、議事録は未作成である旨の説明を受けたことから、先に配布資料の開示を受け、その後、議事録が完成した旨の連絡があった後に本件開示請求を行ったものである。
- ③ 審査請求人は配布資料と議事録をセットで考えており、本件開示請求についても、配布資料を含む趣旨で「会議録」の開示請求を行った。実施機関と本件開示請求の対象を特定した際にも、議事録だけでなく配布資料も請求対象に含まれる旨を伝えている。
- ④ ①から③までの経緯から、本件審査請求の対象は、議事録についての部分開示決定のみならず、配布資料についての部分開示決定をも含むものである。

(2) 争点2について

四日市市農業委員会は公開された会議であり、傍聴も可能である。これには、行政の監視という意味もあるなかで、土地のことを取り扱う会議において、土地の地番を隠すことは、審議の過程を解からないようにし、行政の不正を隠蔽するものである。

(3) 争点3について

- ① 配布資料及び議事録では、申請者の氏名及び住所に加え、申請地等の地番が開示とされた一方で、位置図に記載された地番は不開示とされていないなど、開示・不開示の判断が統一的になされていない。
- ② 特に農業委員会では、農地法で転用できないと定められている第1種農地の転用を審査しているわけであり、地番が解らないままでは傍聴の本来の目的である行政の行うことの監視ができず、行政の不正等につながる大変な問題である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書その他の提出書類及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 農業委員会について

- ① 農業委員会は、農業委員による合議体である行政委員会として、農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理や意見書の送付等の農地法に基づく事務等を行っている。

② 申請者から農業委員会に提出された申請案件については、毎月開催される総会に議案を付議し、申請案件が農地法等の法令に基づく基準を満たしているか否かについて、総会に出席している農業委員が審議を行っている。

③ 総会は、農業委員会等に関する法律の規定により公開しており、傍聴者の定員は3人としている。

(2) 争点1について

本件開示請求の対象について、審査請求人から配布資料を含む旨の申し出はなかったと認識している。仮に開示対象を特定する場で審査請求人からそのような発言があったとすれば、配布資料については既に別の開示請求手続において開示している旨の説明を行っていると考ええる。

(3) 争点2について

法律上、農業委員会の総会を公開する目的は、審議過程を明らかにし、公正な手続を確保するためであり、傍聴者に審査内容のチェック機能を補完させる趣旨ではなく、また、総会を公開することは、議案として付議された内容の開示にまで言及しているものではない。

(4) 争点3について

本件開示決定で不開示とした申請地等の地番は、個人に関する情報であって、開示することによって、当該土地の登記事項書が取得され、特定の個人を識別することができるため、不開示が相当であると判断したものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 事実の経過

当審査会が審査請求人及び実施機関から聴取した内容と提出された書類などが

ら、確認することのできた事実の経過は、次のとおりである。

- ①令和2年3月16日 第32回四日市市農業委員会月例総会が開催された。
- ②令和2年3月19日 審査請求人が「2020年3月16日に開催された四日市市農業委員会で参加者の農業委員の方々に配布（事前配布を含む）した資料の行政情報の開示を請求させていただきます」と記載された行政情報開示請求書を実施機関に提出し、同請求書は四日市市農業委員会第254号〔整理番号（R1）1264号〕として受付がなされた。
- ③令和2年4月2日 〔整理番号（R1）1264号〕の開示請求に対し、実施機関が行政情報部分開示決定（令和2年4月2日付け農委第254号-2）を行った。

同決定において実施機関は、「第32回四日市市農業委員会月例総会資料（令和2年3月16日開催）」を開示対象としたうえで、当該行政情報のうち次の部分を不開示とした。

- ・届出地及び申請地等の小字及び地番（法人及び個人事業主にかかるものを除く。）
- ・届出者、譲渡（貸）人及び譲受（借）人の住所及び氏名（法人及び個人事業主にかかるものを除く。）
- ・農地売買にかかる10a当たりの対価
- ・届出地及び申請地等の位置（法人及び個人事業主に係るものを除く。）

- ④令和2年4月15日 実施機関が、令和2年4月2日付け農委第254号-2による行政情報部分開示決定を取り消し、不開示部分を一部見直したうえで、改めて、行政情報部分開示決定（令和2年4月15日付け農委第254号-3）を行った。

同決定（農委第254号-3）では、農委第254号-2で不開示としていた「届出地及び申請地等の小字及び地番」のうち、「小字」を開示に変更した。

- ⑤令和2年5月14日 審査請求人が「2020年3月16日に開催された四日市市農業委員会の会議録の行政情報の開示を請求させていただきます。」と記載された行政情報開示請求書を実施機関に提出し、同請求書は四日市市農業委員会第34号〔整理番号（R2）198号〕として受付がなされた。（＝本件開示請求）
- ⑥令和2年5月28日 〔整理番号（R2）198号〕の開示請求に対し、実施機関

が行政情報部分開示決定（令和 2 年 5 月 28 日付け農委第 34 号-2）を行った。（＝本件決定）

同決定において、実施機関は「第 3 2 回四日市市農業委員会月例総会議事録（令和 2 年 3 月 16 日開催）」を開示対象としたうえで、当該行政情報のうち「申請地等の地番」を不開示とした。

⑦令和 2 年 8 月 11 日 審査請求人が、実施機関に対して審査請求を行った。（＝本件審査請求）

審査請求書には、不服申立てに係る決定として「令和 2 年 5 月 28 日付け農委第 34 号-2（整理番号第 198 号）による四日市市情報公開条例第 10 条第 2 項に基づく行政情報部分開示決定」と記載されていた。

(3) 本件開示請求の対象に配布資料が含まれるか〔争点 1〕

上述のとおり、審査請求人が行った本件開示請求（(2)⑤）に対して、実施機関は、本件決定（(2)⑥）において議事録を開示対象として特定している。これに対し、審査請求人は、本件開示請求の対象には、議事録だけでなく配布資料も含まれると主張しているため、かかる主張について検討する。

この点、開示請求の対象は、審査請求人の主観に関わらず、開示請求書の記載によって客観的に定められるのが原則である（条例第 6 条第 1 項第 3 号参照）。

本件開示請求において審査請求人が提出した開示請求書には、「2020 年 3 月 16 日に開催された四日市市農業委員会の会議録の行政情報の開示を請求させていただきます。」と記載され、配布資料についての記載は一切なく、口頭によって記載事項が追加された事実も認められないことから、実施機関が、議事録を開示対象とし、配布資料を開示対象に含めなかったことに瑕疵はない。

次に、審査請求人は、本件開示請求が議事録と配布資料を対象にしたものであることを前提に、本件審査請求を行ったと主張するが、本件審査請求に係る審査請求書の記載から（(2)⑦参照）、本件審査請求の対象は、令和 2 年 5 月 28 日付け農委第 34 号-2 による行政情報部分開示決定（＝本件開示決定）であることは明らかであり、前述のとおり本件開示決定が議事録のみを開示対象としたことに瑕疵はないのであるから、本件審査請求の審査対象は、議事録についての部分開示決定に限定される。

(4) 議事録の一部を不開示としたことについて

ア 公開された会議の議事録は、全て開示されるべきか〔争点 2〕

審査請求人は、農業委員会の会議が公開され、傍聴が認められていることを指摘したうえで、地番が解らないままでは傍聴の目的である行政の監視ができず、行政の不正等につながると主張する。

確かに、農業委員会等に関する法律第 32 条は、農業委員会の公正な運営を図る趣旨から農業委員会の総会及び部会の会議は公開すると規定しており、本件総会も同法の規定に基づき公開されていたことから、その議事録は当然に開示されるべきとも思える。

しかしながら、当審査会は、公開された会議の議事録であれば、必ずその全てが開示されるべきであると単純に結論づけることはできないと考える。会議参加者が不用意に個人を特定しうる発言をしてしまいその内容が議事録に記載されるような事態もないとはいえず、そういった可能性を考慮すると、議事録の全てが当然に開示されるべきとはいえないからである。

イ 本件事案において申請地等の地番は、開示されるべきか〔争点 3〕

そこで、議事録のうち「申請地等の地番」を不開示とすることが許容されるかについて検討する。

この点、条例第 7 条第 2 項第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報と規定しているところ、実施機関は、申請地等の地番は申請者の個人に関する情報であって、開示することによって当該土地の登記事項書が取得され、特定の個人を識別することができるため、同号の不開示情報に該当すると主張する。

当審査会は、申請地等の地番は申請者の個人に関する情報であって、不開示情報に該当するという実施機関の主張を一般論としては否定しないが、少なくとも本件事案で問題となっている申請地等については当てはまらないと考える。

当審査会が調査したところによると、本件事案で問題となっている申請地等は、実施機関が作成した配布資料の記載内容からみて明らかに太陽光発電のための農地転用についてのものであった。そうすると、本件事案で問題となっている申請地等の情報は、太陽光発電事業を営もうとする申請者の当該事業に関する情報であるから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、条例第 7 条第 2 項第 2 号の「個人に関する情報」には

該当しないというべきである。

したがって、議事録に記載された申請地等の地番は不開示情報に該当せず、当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当とはいえない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年11月26日	・ 諮問書受理
令和4年12月9日	・ 審議（令和4年度第7回審査会合議体）
令和5年1月13日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 （令和4年度第8回審査会合議体）
令和5年3月10日	・ 審議（令和4年度第9回審査会合議体）
令和5年5月17日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 （令和5年度第1回審査会合議体）
令和5年6月27日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月3日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年9月13日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 答申